

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例について

～ みんなが支えあい、快適に暮らせる社会の実現に向けて～

趣 旨

社会の急速な高齢化に対応し、高齢者や障害者を含むすべての人が社会に参加し、共に安心して快適に生活することができる地域社会の実現のために、県、市町村、事業者及び県民が一体となって「ひとにやさしいまちづくり」に取り組むことを目指しています。

基本的な考え方

高齢者や障害者を含むすべての人にとって、やさしいまちづくりを推進するためには、行政のみならず事業者や県民の理解と協力が必要です。このため、行政、事業者、県民の責務を明らかにするとともに、それぞれが「ひとにやさしいまちづくり」に関する責務の重要性を認識し、相互に連携して一体となって推進しましょう、という理念が基本的な考え方です。特に多くの人々が利用する公共性の強い施設等の整備改善や、ひとにやさしい心の醸成等について、事業者や県民の理解と協力を得て推進することを目指しています。

施設等の整備の概要

下表の公共的施設の欄に掲げる建築物等の工事を行う場合は、条例施行規則に規定する整備基準に適合させるよう努めなければなりません。
公共的施設のうち一定規模以上のもの（特定公共的施設）については、市への届出が義務付けられます。

【条例で整備の対象となる施設】

公共的施設	特定公共的施設
病院及び診療所、社会福祉施設、官公庁	300㎡以上
劇場、観覧場、映画館等、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館、体育館又は遊技場、博物館、美術館又は図書館、公衆浴場、飲食店、サービス業を営む店舗、公共交通機関の施設、自動車車庫、学校等	2,000㎡以上
公衆便所	11便房以上
事務所	3,000㎡以上
工場（見学施設があるもののみ）	5,000㎡以上
共同住宅等	101戸以上

届出制度の概要

国や地方公共団体等が行うものを除き、特定公共的施設の新築や増改築、大規模な改修等を行う場合は、新築等工事届出書、適合状況表、添付図書を届出窓口（つくば市）に提出しなければなりません。バリアフリー法に基づく審査を受けている場合も、条例の整備対象であれば、別途条例に基づく届出が必要です。その場合、記載事項を一部省略することができますので、詳細については、茨城県ホームページ『ひとまち条例 条例関連ダウンロードサービス』（<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/koso/ud/top.htm>）をご参照いただくか、窓口でおたずね下さい。
新築等届出書の内容に変更があった場合は、変更届出書を提出する必要があります。